

令和4年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について(概要)

令和4年1月
健康医療部健康推進室国民健康保険課

【算定結果概要（令和3年12月 確定係数）】

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

| | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 賦課限度額 |
|-----|-------|---------|---------|-------|
| 医療分 | 8.71% | 31,854円 | 32,105円 | 63万円 |
| 後期分 | 2.66% | 9,426円 | 9,500円 | 19万円 |
| 介護分 | 2.48% | 18,306円 | 0円 | 17万円 |

(参考：令和3年度)

| | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 賦課限度額 |
|-----|-------|---------|---------|-------|
| 医療分 | 8.62% | 30,640円 | 31,870円 | 63万円 |
| 後期分 | 2.73% | 9,478円 | 9,858円 | 19万円 |
| 介護分 | 2.47% | 18,213円 | 0円 | 17万円 |

【算定の前提】

- 国から示された確定係数に基づき、算出した令和4年度保険料率である。

【主な算定条件（概要）】

- 府内全体に必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）
介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金、特別調整交付金（子ども被保険者数及び経営努力分）、保険者努力支援制度（都道府県分）等を算入
(※保険者努力支援制度（市町村分）等は算入しない)

【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約178.8万人
※ 令和4年度における70歳以上被保険者数の減少（団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行）を踏まえて推計
- 算定上の1人あたり費用の増減要因
(増要因)
前期高齢者交付金の減（約9,200円）、保険給付費の増（約8,100円）
介護納付金の増（約1,400円）
(減要因)
療養給付費等負担金の増（約5,100円）、普通調整交付金の増（約3,100円）
過年度調整（令和2年度剰余金）の活用（約2,000円）

【保険料抑制のための工夫】

- 過年度調整（令和2年度剰余金）の活用（約35億円）
- 都道府県の保険者努力支援制度交付額を活用（約25億円）
- 予防・健康づくり支援交付金（事業費連動分）獲得による調整財源活用（約12.4億円）
- 都道府県繰入金（経過措置振替分）の活用（5億円）

【参考】 <都道府県標準保険料率>

| 医療分 | | 支援金分 | | 介護分 | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
| 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 |
| 8.80% | 53,091円 | 2.69% | 15,710円 | 2.51% | 18,306円 |

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの（2方式（所得割、均等割）で算出）。